

臓器移植対策について

厚生労働省

都道府県

(社)日本臓器移植ネットワーク

本部及び3支部

東日本
中日本
西日本

臓器移植法第3条 国及び地方公共団体の責務

移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない

臓器提供意思表示カード・シール及び意思表示欄付き医療保険証の普及(配布及び記入・保持の促進)が重要な課題

世論調査結果(平成20年9月実施) 臓器提供希望者は4割以上 一方 カード・シール等所持率は8%程度

・国家公務員共済及び地方公務員共済の全組合員に対し、臓器提供意思表示シール及びパンフレットを配布
(平成20年9～10月)

・関係機関・団体の協力を得ながら、都道府県臓器移植コーディネーターとともに、カード・シールの普及や意思表示欄付き被保険者証の周知

・インターネットを活用したカードの普及
・臓器提供意思登録システム
(平成19年3月から運用)

毎年10月「臓器移植普及推進月間」・「臓器移植推進国民大会」の実施

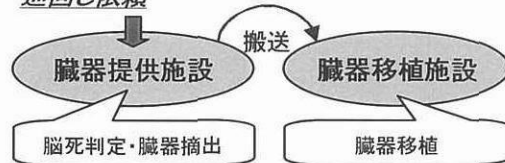
(社)日本臓器移植ネットワークが行う都道府県臓器移植コーディネーター支援事業に対し国庫補助

都道府県臓器移植コーディネーター

・関係医療機関の医療従事者に対し、臓器移植に関する普及啓発活動を行う
・関係医療機関の臓器提供体制の拡充
・心停止下での腎臓・眼球提供も含め、**臓器提供協力(意思確認の実施)について施設等巡回し依頼**

都道府県臓器移植コーディネーター支援事業

・活動旅費
・臓器移植推進費
・会議開催費
・提供病院普及啓発資材作成費



適正な臓器移植の推進

臓器移植法、同施行規則及びガイドライン(運用指針)に基づく適正な脳死判定、臓器提供、臓器あっせん及び臓器移植の確保

国民一般への普及啓発

医療機関への働きかけ